

山村振興法（昭和40年法律第64号）の概要

1. 法の制定・改正の経緯

山村振興法は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉の向上等を図ることが必要として、昭和40年に議員立法で制定。同法は10年を期限とする時限法で、これまで10年毎に3回の延長を経ており、現行法の期限は平成17年3月31日。

2. 主な内容

（1）振興山村の指定

主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が、都道府県知事の申請に基づき、国土審議会の意見を聞いて、振興山村を指定。

〔指定要件（施行令）〕

- ・旧市町村単位に林野率75%以上かつ人口密度 1.16人／町歩未満等

〔振興山村の概要〕

- ・面積：1,785万ha（全国比47%）、人口：451万人（全国比4%）

（2）山村振興計画

都道府県知事が市町村長と協議の上、主務大臣の同意を得て、山村振興計画を策定。計画に基づく事業が円滑に実施されるよう助成等を措置。

〔主な助成措置（予算措置）〕

- ・公立小学校危険建物等の改築、保育所の改築等の国庫負担率かさ上げ措置
- ・特別対策事業（新山村振興等農林漁業特別対策事業等）の実施

（3）認定法人制度（税制措置）

森林、農用地の保全の事業を実施している第3セクターが作成した計画を都道府県知事が認定（認定法人）。認定法人に対し、保全事業等の用に供する機械・建物等に係る特別償却制度を措置。

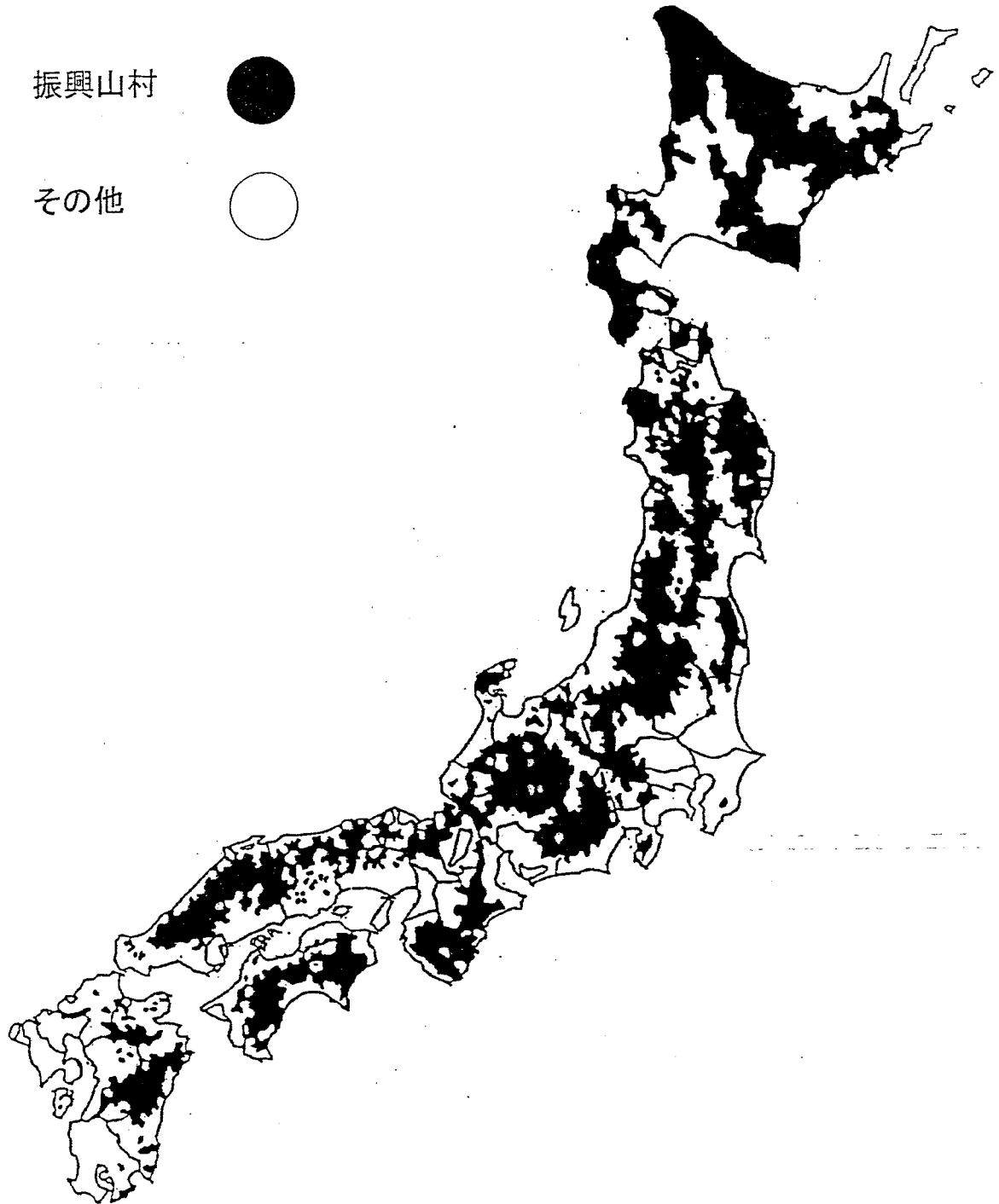
（4）基幹的な道路の都道府県代行整備

基幹的な市町村道等について、都道府県が市町村に代わり整備を実施できるよう措置（負担特例法の適用による国庫負担率かさ上げ措置含む）。

（5）配慮規定

地方債についての配慮など各種の配慮事項を規定。

振興山村の位置図



[振興山村地域の概要]

	振興山村地域	全 国	対全国比
市 町 村 数 (H16. 4. 1現在)	1,150	3,100	37%
旧市町村数 (S25. 2. 1現在)	2,104	11,241	19%
面 積	1,785万ha	3,779万ha	47%
人 口	451万人	12,693万人	4%

資料：総理府「国勢調査」等